

2019年5月14日

各 位

会社名 株式会社明電舎  
代表者名 取締役社長 三井田 健  
(コード番号 6508 東証第1部  
名証第1部)  
問合せ先 広報・IR部長 古川 和彦  
(TEL: 03-6420-8100)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、2019年6月25日開催予定の第155期定時株主総会に定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

コーポレートガバナンスの一層の強化の観点から、下記3点につき変更するものです。

- (1) 重要な経営意思決定と業務執行における意思決定との分離・明確化と機動的な業務執行を更に推進するための体制の整備として、取締役の員数を35名以内から15名以内に減員するものです。(変更案第18条)
- (2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年以内から1年以内に短縮するものです。(変更案第20条)
- (3) 経営体制の透明化と説明責任の明確化を図ることを目的に、相談役制度を廃止することを決定したため、相談役に関する規定を削除し、以下の条数を繰り上げるものです。(現行定款第26条)

#### 2. 変更の内容

変更内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所を表示しております。)

現行定款	変更後
第18条 (取締役の員数) 当会社に取締役 <u>35名以内</u> を置く。	第18条 (取締役の員数) 当会社に取締役 <u>15名以内</u> を置く。
第19条 (条文省略)	第19条 (現行どおり)

現行定款	変更後
<p>第20条（任期） 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第20条（任期） 取締役の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第21条～第25条 （条文省略）</p>	<p>第21条～第25条 （現行どおり）</p>
<p>第26条（相談役） 取締役会は、その決議をもって相談役を置くことができる。</p>	<p>（削除）</p>
<p>第27条～第41条 （条文省略）</p>	<p>第26条～第40条 （現行どおり）</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2019年6月25日
定款変更の効力発生予定日	2019年6月25日

以上